くしろ家畜衛生

第92号　（平成27年6月号）

北海道釧路家畜保健衛生所

〒084－0917
釧路市大楽毛127番地の1
電　話　0154－57－8775
ＦＡＸ　0154－57－6125

♪ホームページアドレス♪
http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/index.htm

口蹄疫（ＦＭＤ）が台湾でも発生！！

平成27年5月8日、台湾当局は金門県の牛飼養農場で口蹄疫（A型）の発生を確認したと発表しました。台湾での口蹄疫発生は2年ぶりです。

台湾は日本との人・物の交流が盛んな国の一つでもあり、口蹄疫ウイルス侵入のリスクが一段と高まりました。

平成22年の国内での発生では、多くの家畜の命が犠牲になり、多くの人の心に傷を残しました。あの悲劇を繰り返さないためにも、今一度自分の農場・地域の防疫状況を確認しましょう。

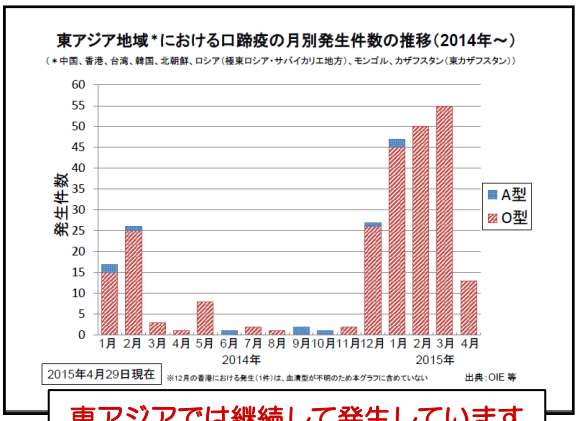

東アジアでは継続して発生しています

【なぜ、口蹄疫ウイルスの侵入を阻止しなければならないのでしょうか？】
ウイルス侵入による被害は、感染による泌乳停止や若齢畜の死亡などの生産性の低下だけではありません。日本が口蹄疫の清浄国でなくなってしまうことは、国産畜産物の輸出が制限されるだけでなく、発生国からの畜産物の輸入により新たなウイルスの侵入を許すことになるからなのです。

高病原性鳥インフルエンザにもご注意！

台湾、北米で継続的に発生しています。引き続き警戒を！

渡り鳥によるウイルスの持ち込みの危険があります。農場出入り口や鶏舎周辺への消石灰の散布、野鳥や野生動物の侵入防止対策を強化しましょう。

死亡牛のBSE検査について

対象月齢が48か月齢に引き上げられました！

死亡時の月齢にご注意ください。**4歳以上**です。

引き続き以下の点についてお願いします。

- 獣医師への**速やかな検案依頼**
- 死亡牛運搬業者への**速やかな集荷依頼**

  →釧路管内では、腐敗、白骨化などにより検査不適となる事例が**毎年発生**しています。
- 耳標脱落牛は体表に番号を記載する、登録証の写しを添付するなど、個体識別が可能になるようにしましょう

死亡牛の**耳標番号**と、**死亡獣畜処理指示書**、**死亡牛処理整理票**に記載された**個体識別番号や生年月日**に相違がないか、**死亡検案時、搬出時に再度確認**してください。

運搬業者、処理業者の方は、受付時に**個体識別番号、生年月日、月齢の再確認**をお願いします。

獣医師の方へ

死亡獣畜処理指示書を発行した際は、家畜保健衛生所への届出もお忘れなく！

【補足】

近年、BSEは飼料規制等の対策徹底により、世界的に発生頭数が減少しています。また日本は、2013年5月に国際獣疫事務局（OIE）から「無視できるBSEリスク」の国に認定されました。これらの経緯から、「家畜伝染病予防法施行規則」及び「牛海綿状脳症対策特別措置法（特措法）施行規則」の一部改正、「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」が全部変更され、死亡牛のBSE検査対象月齢が48か月齢以上に引き上げられました。

平成２６年度 釧路管内では

生乳の抗生物質残留事故が １０件 発生！

残留事故に至った原因

１．マーキングの見落とし　４件
２．牛体へのマーキングを未実施　３件
３．健康牛への誤投薬　３件
４．作業者による確認不足　２件
＊複数の原因が重なった事例もあります。

- 搾乳する時に確認しやすい位置に、マーキングをしましょう。
  乳房の後ろ・横など
- **複数のマーキング**をしましょう。
  脚バンドによるマーキングは外れる恐れがあるので、**スプレーマーキングも併用**しましょう。

事故を未然に防ぐために・・・

１．治療牛は可能な限り**隔離**しましょう。
２．治療対象牛は**しっかり確認**してから投薬。
　投薬直前または投薬後すぐにマーキングを実施しましょう。

３．治療牛には必ず**マーキングを実施。**
　マーキングは、作業者の誰が見てもわかるように念入りに。
　スプレーは薄くなったら再度スプレーしましょう。

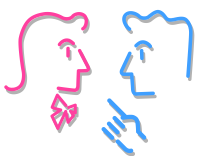

４．作業者間の**連絡徹底。**
　ホワイトボード等を活用し、搾乳作業前に作業者全員で治療牛を確認しましょう。
５．治療牛は出荷前に**確認検査**を受検し、陰性を確認してから出荷しましょう。

治療牛を減らすためにも、飼養衛生管理基準を遵守しましょう。

定期報告は出しましたか？

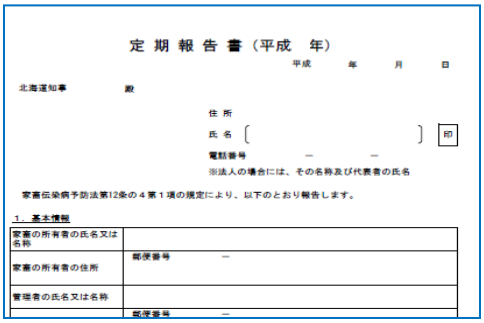
定 期 報 告 書（平成　年）

平成　年　月　日

北海道知事　殿

住 所

氏 名 〔　　〕 印

電話番号　－　－

※法人の場合には、その名称及び代表者の氏名

家畜伝染病予防法第12条の４第１項の規定により、以下のとおり報告します。

１　基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称	
家畜の所有者の住所	郵便番号　－
管理者の氏名又は名称	
	郵便番号　－

家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、
飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は
毎年2月1日時点の家畜の頭羽数と飼養衛生管理状況について
都道府県知事に報告することが**義務付け**られています。

また、北海道家畜畜産物衛生指導協会が実施する
ヨーネ病自主検査等の補助事業にも、定期報告の提出が条件となっています。

《報告期日》

家畜（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし）

→ 毎年4月15日　　**まだの方は今すぐ！**

家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）→ 毎年6月15日

《提出先》各市町村　自衛防疫組織（市町村役場　畜産担当）

平成27年度病性検定手数料

手数料名	単価
病理解剖検査	3,530 円
鏡検	770 円
一般培養	1,020 円
特殊培養	3,040 円
一般血清反応検査	770 円
特殊血清反応検査	3,050 円
病理組織学的検査	1,800 円
一般理化学的検査	1,290 円
特殊理化学的検査	2,820 円
特殊遺伝子学的検査	5,730 円
特殊血清・遺伝子学的検査	3,800 円
総合病性検定	6,550 円
証明書	500 円
特別診断：100㎞未満	5,660 円
特別診断：100㎞以上	12,430 円
器具・機械使用料	620 円

昨年度と変更はありません

・・・寄生虫検査など

・・・サルモネラ検査など

・・・サルモネラ血清型別、ウイルス分離

・・・牛白血病・伝貧・馬パラチフスの抗体検査など

・・・BVDウイルス遺伝子検査など

・・・ヨーネ病抗体検査など

平成２７年度の家畜伝染病予防事業計画

本年度の家畜伝染病予防事業計画は次のとおりです。事業の実施にあたりましては、関係者及び関係機関の皆様のご協力をよろしくお願いします。

＜家畜伝染病予防法等に基づく検査＞

事業名 / 市町村名	ヨーネ・結核・ブルセラ病検査（乳用牛）			ヨーネ病検査（肉用牛）			馬伝染性貧血検査		
	戸数	検査頭数	実施期間	戸数	検査頭数	実施期間	戸数	検査頭数	実施期間
釧路町									
厚岸町							9	150	6~7月
浜中町							34	250	6月
標茶町									
弟子屈町	105	8,000	7~1月	13	320	7~1月			
鶴居村	95	7,900	4~8月	13	250	4~8月			
白糠町									
釧路市									
計	200	15,900		26	570		43	400	

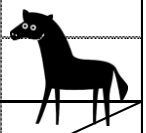

☆高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ定点モニタリング検査（毎月）

☆高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ強化モニタリング検査（10,11月）

☆蜜蜂の腐そ病検査（８月）

☆死亡牛のＢＳＥ検査（通年）

☆めん羊・山羊のスクレイピー立入検査（１２月～来年２月）

⇨それぞれの当該市町村で実施

【実施根拠】

- 下記の検査を除く全ての検査：家畜伝染病予防法第５条に基づく検査
- 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザモニタリング検査：
  高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく立入検査
- スクレイピー立入検査：家畜防疫対策要綱に基づく立入検査